埼玉県医師育成奨学金制度の改正について

令和８年４月改正

埼玉県 保健医療部 医療人材課
医師確保対策担当

制度改正の趣旨・ポイント

趣旨

奨学金の返還免除要件の変更をすることで、医師の確保と奨学金貸与者のキャリア形成の両立強化を図る

ポイント

1　特定地域での義務従事期間を、改正前の「７年間」から「４年間」に短縮

2　外科、総合診療を担う診療科を準特定診療科とし、特定地域での義務従事期間を「２年間」と設定

3　特定地域の義務従事先を追加

義務従事条件の概要

※赤字部分が改正点

改正前

	特定診療科 （産科、小児科、救命救急センター）	特定診療科以外の診療科
県内での勤務義務	9 年間	9 年間
臨床研修	2 年間（県内病院）	2 年間（県内病院）
臨床研修後	7 年間（県内病院）	7 年間（特定地域の公的医療機関）

改正後

	特定診療科 （産科、小児科、救命救急センター）	準特定診療科 （外科、総合診療を担う診療科）	特定・準特定診療科以外の診療科
県内での勤務義務	9 年間	9 年間	9 年間
臨床研修	2 年間（県内病院）	2 年間（県内病院）	2 年間（県内病院）
臨床研修後	7 年間（県内病院）	5 年間（県内病院） 2 年間（特定医療機関）＊	3 年間（県内病院） 4 年間（特定医療機関）＊

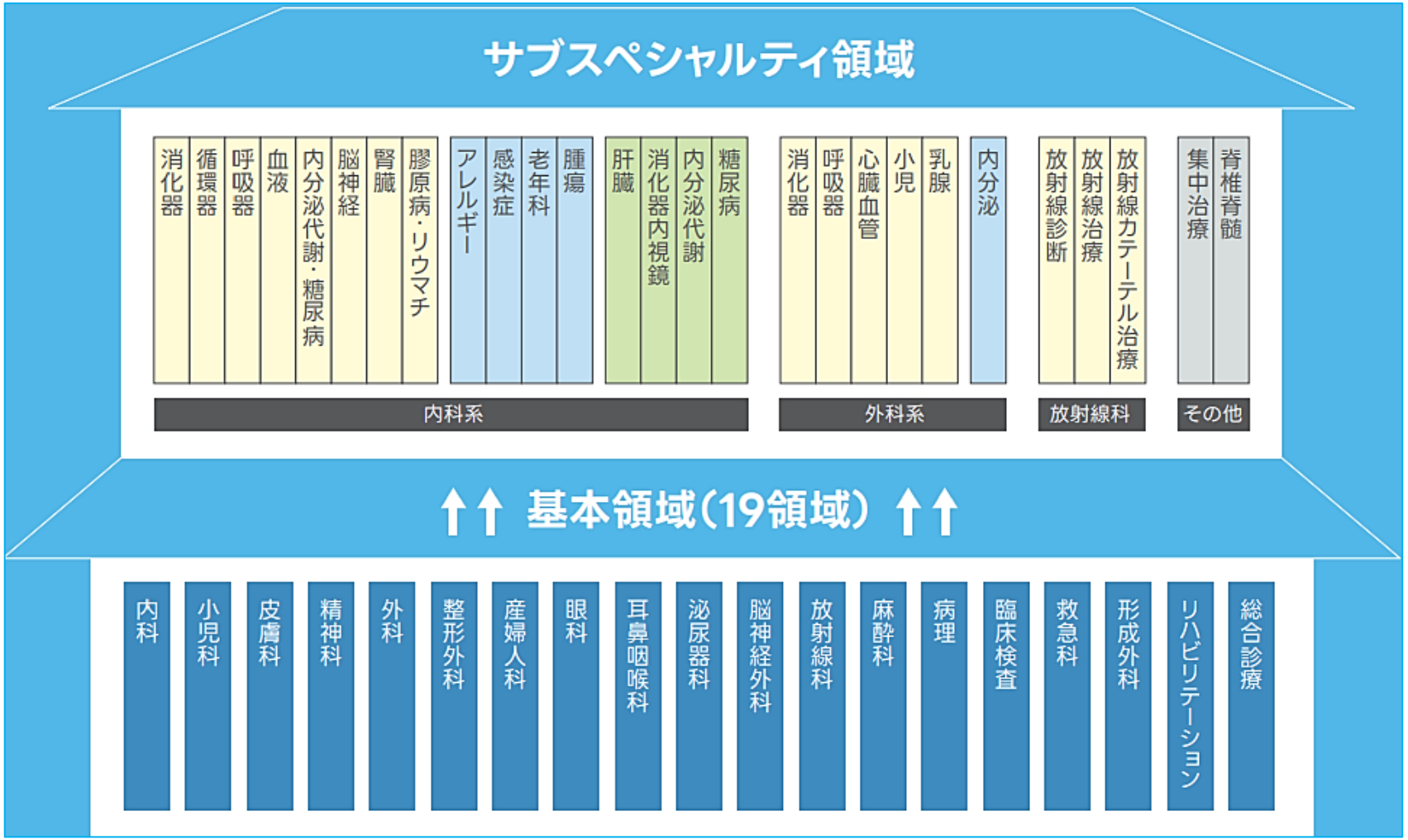
＊特定医療機関での勤務タイミングについては条件あり（詳細はP8～P.11）

特定診療科・準特定診療科

特定診療科　…県内病院の産科、小児科、救命救急センター　改正なし

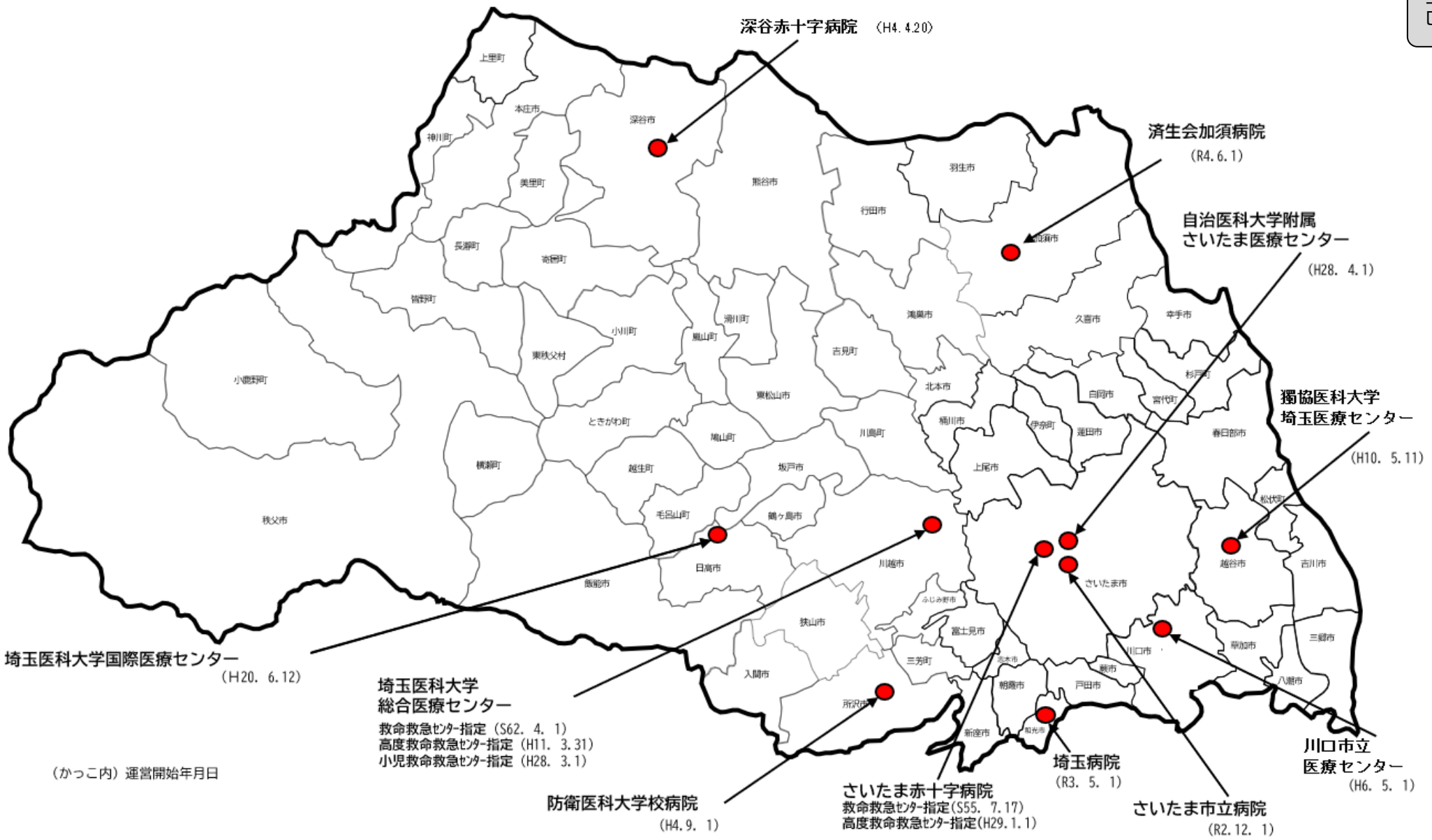
準特定診療科…県内病院の外科＊、県内医療機関の総合診療を担う診療科　改正

＊外科は、基本１９領域のうちの「外科」



参考：救命救急センター

改正なし

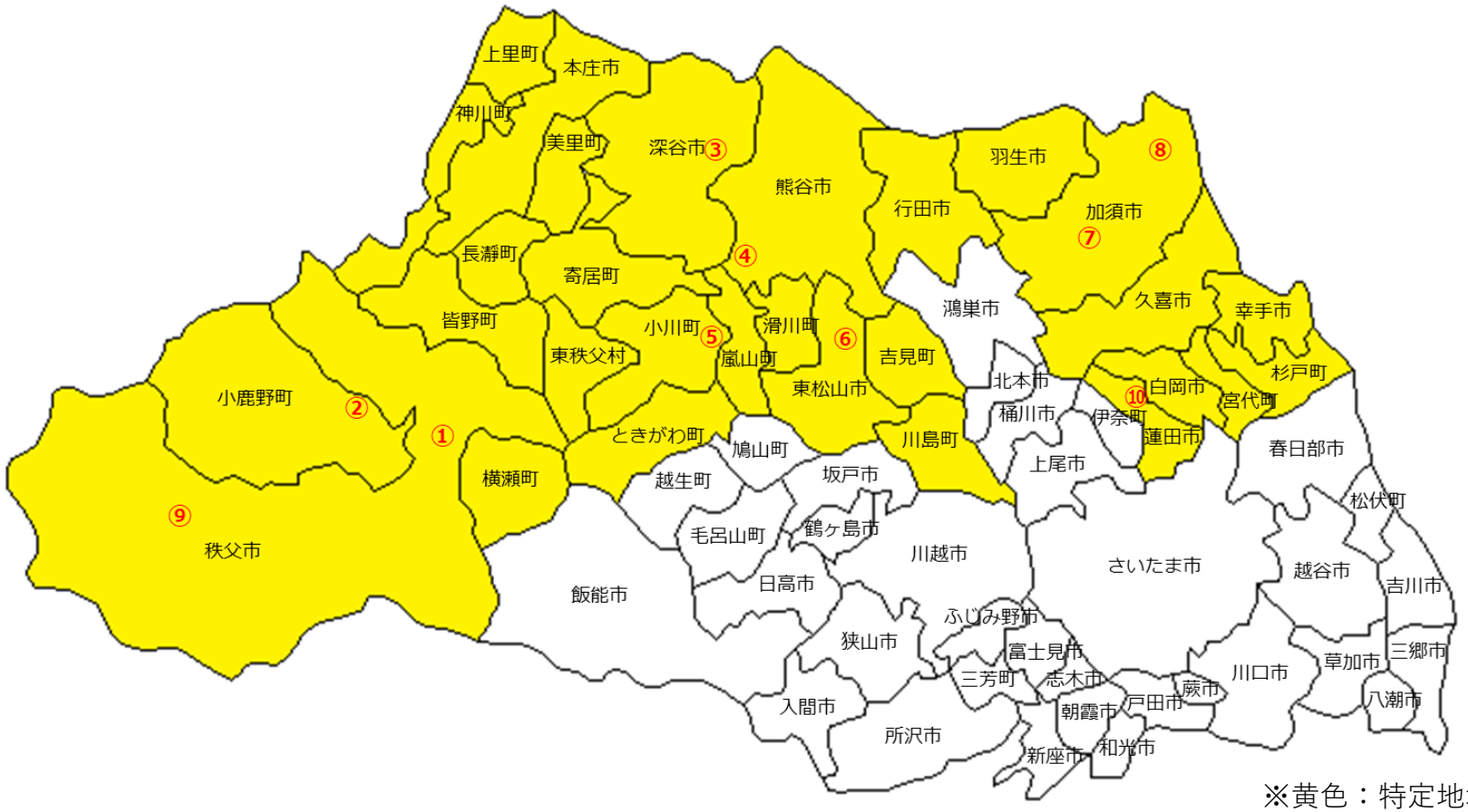


特定医療機関

特定地域の公的医療機関 改正なし
…①秩父市立病院　②国民健康保険町立小鹿野中央病院　③深谷赤十字病院　④埼玉県立循環器・呼吸器病センター　⑤小川赤十字病院　⑥東松山市立市民病院　⑦済生会加須病院
⑧北川辺診療所（令和8年6月30日閉院）　⑨大滝診療所

国立病院機構が開設する特定地域の医療機関 改正
…⑩東埼玉病院

医師の確保が必要な医療機関として知事が定める医療機関 改正
…上記①～⑩の医療機関の採用枠が充足した場合に、特定地域の下記医療機関を勤務先に追加
（ａ）地域医療支援病院　（ｂ）災害拠点病院　（ｃ）秩父地域の病院



※黄色：特定地域

病院名	a	b	c
熊谷総合病院	○		
東松山医師会病院	○		
行田総合病院	○	○	
新久喜総合病院	○	○	
羽生総合病院		○	
秩父病院			○
秩父生協病院			○
秩父第一病院			○
清水病院			○
皆野病院			○

改正後の義務従事条件

改正なし

特定診療科（産科、小児科、救命救急センター）

（埼玉県医師育成奨学金貸与条例第９条）知事は、奨学金の貸与を受けた者が次のいずれかに該当するときは、奨学金の返還等の債務を免除するものとする。

二　特定診療科等に医師として勤務した期間と県内の臨床研修病院において臨床研修を受講した期間（この期間が二年を超えるときは、二年とする。次号において同じ。）とを合計した期間が特定期間に達したとき。

基本パターン

臨床研修		専門研修			勤務医			
１年目	２年目	３年目	４年目	５年目	６年目	７年目	８年目	９年目
県内病院		県内病院			県内病院			

※１　県外病院で臨床研修・専門研修を受講した期間は「義務猶予」となります。（猶予期間分、勤務医になった後に県内病院で勤務いただく必要があります。）

改正後の義務従事条件

改正

準特定診療科（外科、総合診療を担う診療科）

（埼玉県医師育成奨学金貸与条例第９条）知事は、奨学金の貸与を受けた者が次のいずれかに該当するときは、奨学金の返還等の債務を免除するものとする。

三　準特定診療科に医師として勤務した期間と県内の臨床研修病院において臨床研修を受講した期間とを合計した期間が特定期間に達し、かつ、特定医療機関の準特定診療科に医師として勤務した期間（専門研修を受講した期間を除く。）が二年に達したとき。

基本パターン

臨床研修		専門研修			勤務医			
１年目	２年目	３年目	４年目	５年目	６年目	７年目	８年目	９年目
県内病院		県内病院			特定医療機関		県内病院	

専門研修終了後の４年間のうち２年間、特定医療機関で勤務

※１　県外病院で臨床研修・専門研修を受講した期間は「義務猶予」となります。（猶予期間分、勤務医になった後に県内病院で勤務いただく必要があります。）
※２　特定医療機関で専門研修を受講した期間について、特定医療機関での勤務には算定しません。

改正後の義務従事条件

特定・準特定診療科以外（内科、精神科、放射線科、病理、臨床検査、救急科、リハビリテーション科）

改正

（埼玉県医師育成奨学金貸与条例第９条）知事は、奨学金の貸与を受けた者が次のいずれかに該当するときは、奨学金の返還等の債務を免除するものとする。

一　特定医療機関に医師として勤務した期間と県内の病院（特定医療機関を除く。）に医師として勤務した期間とを合計した期間が特定期間に達し、かつ、特定医療機関に医師として勤務した期間（臨床研修を受講した期間及び専門研修を受講した期間（専門研修を受講した期間にあっては、当該研修を受講した期間のうち二年を超える期間に限る。）を除く。）が四年に達したとき。

基本パターン

臨床研修		専門研修			勤務医			
１年目	２年目	３年目	４年目	５年目	６年目	７年目	８年目	９年目
県内病院		県内病院			特定医療機関			

特定医療機関で専門研修を受講した期間がある場合

臨床研修		専門研修			勤務医			
１年目	２年目	３年目	４年目	５年目	６年目	７年目	８年目	９年目
県内病院		特定医療機関		県内病院	特定医療機関		県内病院	

特定医療機関での研修受講期間が２年間を超えた期間は、
特定医療機関勤務とはカウントしない（県内勤務にはカウント）

専門研修終了後の４年間のうち２年間、特定医療機関で勤務

※１　県外病院で臨床研修・専門研修を受講した期間は「義務猶予」となります。（猶予期間分、勤務医になった後に県内病院で勤務いただく必要があります。）
※２　特定医療機関で専門研修を受講した期間について、特定医療機関での勤務に算定する上限は２年間です。

改正後の義務従事条件

特定・準特定診療科以外（整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、脳神経外科、麻酔科、形成外科）

改正

（埼玉県医師育成奨学金貸与条例第９条）知事は、奨学金の貸与を受けた者が次のいずれかに該当するときは、奨学金の返還等の債務を免除するものとする。

一　特定医療機関に医師として勤務した期間と県内の病院（特定医療機関を除く。）に医師として勤務した期間とを合計した期間が特定期間に達し、かつ、特定医療機関に医師として勤務した期間（臨床研修を受講した期間及び専門研修を受講した期間（専門研修を受講した期間にあっては、当該研修を受講した期間のうち二年を超える期間に限る。）を除く。）が四年に達したとき。

基本パターン

臨床研修		専門研修				勤務医			
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
県内病院		県内病院				特定医療機関			

特定医療機関で専門研修を受講した期間がある場合

臨床研修		専門研修				勤務医		
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
県内病院		特定医療機関		県内病院		特定医療機関		県内病院

特定医療機関での研修受講期間が２年間を超えた期間は、
特定医療機関勤務とはカウントしない（県内勤務にはカウント）

専門研修終了後の３年間のうち２年間、特定医療機関で勤務

※１　県外病院で臨床研修・専門研修を受講した期間は「義務猶予」となります。（猶予期間分、勤務医になった後に県内病院で勤務いただく必要があります。）
※２　特定医療機関で専門研修を受講した期間について、特定医療機関での勤務に算定する上限は２年間です。

改正後の義務従事条件

改正

特定・準特定診療科以外（皮膚科）

（埼玉県医師育成奨学金貸与条例第９条）知事は、奨学金の貸与を受けた者が次のいずれかに該当するときは、奨学金の返還等の債務を免除するものとする。

一　特定医療機関に医師として勤務した期間と県内の病院（特定医療機関を除く。）に医師として勤務した期間とを合計した期間が特定期間に達し、かつ、特定医療機関に医師として勤務した期間（臨床研修を受講した期間及び専門研修を受講した期間（専門研修を受講した期間にあっては、当該研修を受講した期間のうち二年を超える期間に限る。）を除く。）が四年に達したとき。

基本パターン

臨床研修		専門研修					勤務医			
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目
県内病院		県内病院					特定医療機関			

特定医療機関で専門研修を受講した期間がある場合

臨床研修		専門研修					勤務医	
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
県内病院		特定医療機関		県内病院			特定医療機関	

特定医療機関での研修受講期間が２年間を超えた期間は、
特定医療機関勤務とはカウントしない（県内勤務にはカウント）

※１　県外病院で臨床研修・専門研修を受講した期間は「義務猶予」となります。（猶予期間分、勤務医になった後に県内病院で勤務いただく必要があります。）
※２　特定医療機関で専門研修を受講した期間について、特定医療機関での勤務に算定する上限は２年間です。

参考：義務の猶予（中断）事由

改正なし

以下に掲げる理由が継続する期間内において県が必要と認める期間は、県指定の勤務を猶予（中断）することができる

（１）県外の臨床研修病院において臨床研修を受講しているとき。
（２）県外で専門研修を受講しているとき
（３）大学を卒業する日の属する年度に実施される医師国家試験に合格しなかった場合において、翌年度に実施される医師国家試験に合格し、医師免許を得ようとする意志を有するとき。
（４）災害、疾病で業務に従事できないとき（実際にかかった期間）。
（５）産休・育児休業中のとき（法令により定められている期間）。
（６）大学院に在学しているとき（大学院、留学で合計４年間）。
（７）海外留学などの医学研修を受講しているとき（大学院、留学で合計４年間）。
（８）臨床研修を２年以内に修了できなかった場合で引き続き臨床研修を継続するとき。
（９）その他やむを得ないと認められるとき。

ご不明点や相談したいことがある場合は、以下までご連絡ください。

埼玉県　医療人材課　医師確保対策担当
048-601-4600
a3560-03@pref.saitama.lg.jp



埼玉県マスコット 「コバトン」「さいたまっち」